## 第1 屋外広告物の共通基準

## 許 可 の 共 通 基 準

1 道路を占用して設ける広告物は、道路法(昭和27年法律第180号)の規定による 道路の占用許可及び道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による道路の使用 許可を受けていること。

また、交通標識及び交通信号の類と混同し若しくはこれらを隠ぺいし、又は眩惑させること等により道路交通に影響を与えるものでないこと。

- 2 容易に腐朽又は破損しない材料を使用し、また、必要な構造計算に関する基準 については、建築基準法及びその関係法令に違反しておらず、かつ、風雨、地震 等の衝動によつて容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがないこと。
- 3 屋外広告物(自家用広告物を除く。)については、管理者名、住所、電話番号 等連絡に必要な事項を見やすい箇所に表示すること。
- 備考 「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業 若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作 業場に表示する広告物又は掲出物件をいう。